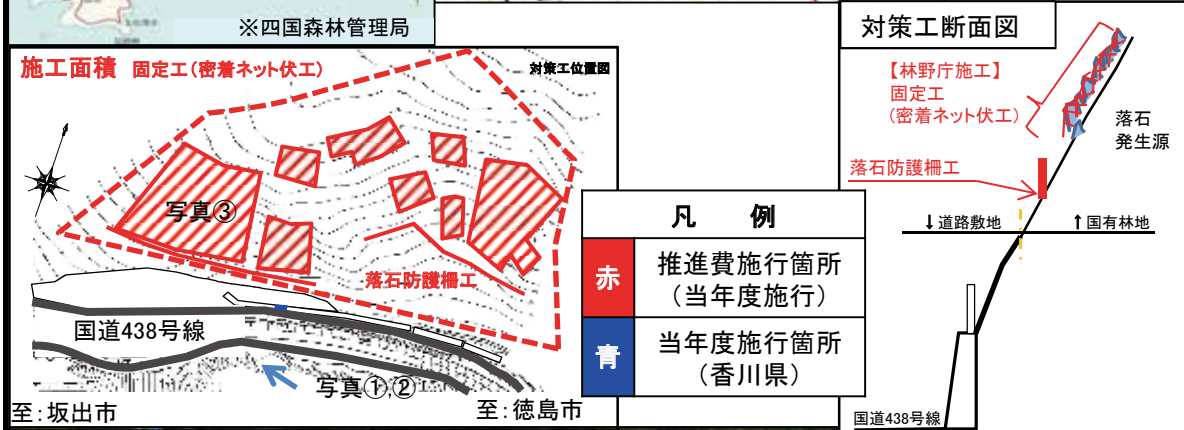


【55】 災害対策(林野庁 直轄 崖崩れ 分類③)

|      |  |    |          |
|------|--|----|----------|
| 事業名  | 国有林野内治山事業(滝山地区)<br><small>タキヤマ</small>   |    |          |
| 事業主体 | 林野庁  |    |          |
| 施行地  | 香川県仲多度郡まんのう町滝山国有林54林班<br><small>ナカ タド グン</small> <small>チヨウ タキヤマ</small> <small>コクユウリン</small>                                       |    |          |
| 事業費  | 120(百万円)   | 国費 | 120(百万円) |
| 内容   | 平成28年7月13日に国有林(滝山地区)で崖崩れが発生し、国道438号線の落石防護施設が破損したが、災害復旧事業における災害の採択範囲の対象外である。<br>このため、推進費を活用して緊急的に法面对策を行うことで再度災害防止を図り、通行者等の安全・安心を確保する。 |    |          |



【56】 災害対策(林野庁 直轄 崖崩れ 分類③)

|      |  |    |         |
|------|--|----|---------|
| 事業名  | 国有林野内治山事業(幌武意地区)<br><small>ホロムイ</small>  |    |         |
| 事業主体 | 林野庁  |    |         |
| 施行地  | 北海道積丹郡積丹町幌武意町積丹国有林3482ト林小班<br><small>シャコタン グン シャコタンチョウ ホロム イ チョウシャコタン コク ユウリン</small>  |    |         |
| 事業費  | 88(百万円)  | 国費 | 88(百万円) |
| 内容   | 平成30年4月19日に国有林(幌武意地区)で崖崩れが発生し、2日間の周辺区域の立入禁止を行い、当該治山施設の落石防護施設が破損したが、災害復旧事業における災害の採択範囲の対象外である。<br>このため、推進費を活用して緊急的に落石防止網工等の落石対策を行うことで再度災害防止を図り、地域住民等の安全・安心を確保する。 |    |         |

**【広域図】**

日本海

幌武意漁港

施行箇所

至 北海道小樽市

**【位置図】**

施行箇所

**【平面図】**

町道

家屋

民有地

国有地

施行区間 L=50m

法切工

落石防止網工

国有林界

施行範囲

**凡例**

■ 推進費施行箇所(当年度施行)

**【縦断面図】**

落石防止網工

法切工

落石防止網工

法切工

写真①

崩落箇所全景

拡大

民有地への落石

落石防止網破損部

落石防止網内の堆積

崩落箇所の状況

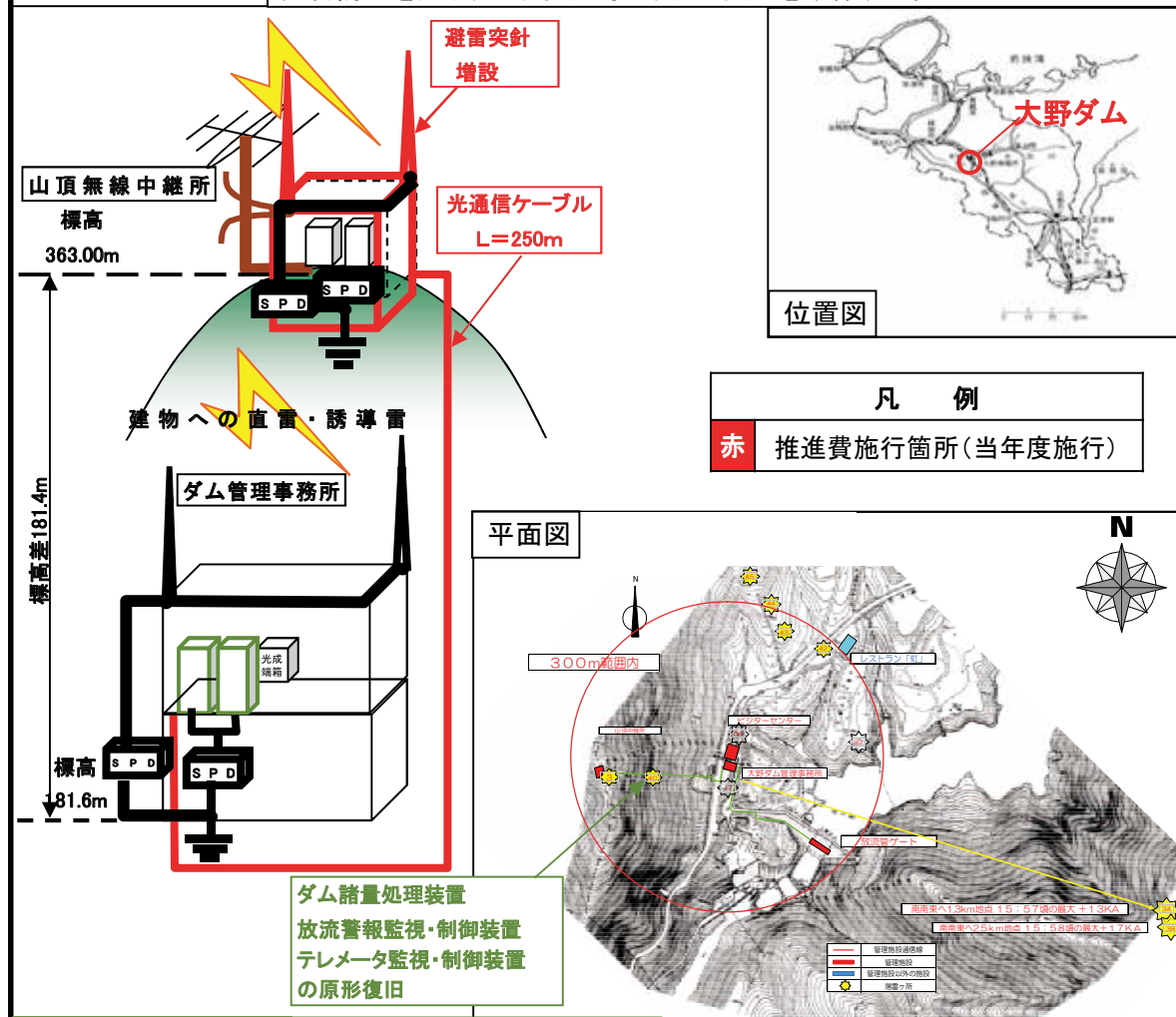


【57】 災害対策 (国交省水管理・国土保全局 補助 その他(うねり) 分類①)

|      |   |    |  |
|------|---|----|--|
| 事業名  | シズナイカイガン ハルタチク<br>海岸保全施設整備事業(静内海岸春立地区)  |    |  |
| 事業主体 | 北海道   |    |  |
| 施行地  | ヒダカガン シン チョウ アザシズナイ ハルタチ<br>北海道日高郡新ひだか町字静内春立地区  |    |  |
| 事業費  | 110(百万円)  | 国費 | 60.5(百万円)  |
| 内容   | 平成27年8月台風第16号のうねりにより、海岸堤防が倒壊する被害が発生した。その後、平成28年1月の冬期風浪により、隣接する区間でも海岸堤防が倒壊する危険性が高まった。<br>このため、災害復旧事業による原形復旧にあわせて推進費を活用し、緊急的に消波工による補強を行うことで再度災害防止を図り、地域住民の安全・安心を確保する。 |    |  |
| 位置図  |   |    | <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>赤 推進費施行箇所(当年度施行)</li> <li>緑 災害復旧箇所(当年度施行)</li> <li>黒 災害復旧箇所(施行完了箇所)</li> <li>黄 災害復旧箇所(次年度以降予定箇所)</li> </ul> |
| 平面図  |   |    | <p>断面図(A)</p>  |
|      | <p>冬期風浪による越波</p>  |    | <p>断面図(B)</p>  |
|      | <p>施行完了</p>   |    | <p>断面図(C)</p>  |
|      |   |    |  |

【58】 災害対策 (国交省水管理・国土保全局 補助 その他(落雷) 分類①)

|      |   |    |           |
|------|---|----|-----------|
| 事業名  | エンテイ ユラガフスイケ ユラガフ オオノ<br>堰堤改良事業(由良川水系由良川大野ダム)   |    |           |
| 事業主体 | 京都府   |    |           |
| 施行地  | ナンタンシ ミヤマチヨウ カシハラ<br>京都府南丹市美山町檜原地内  |    |           |
| 事業費  | 46(百万円)   | 国費 | 18.4(百万円) |
| 内容   | 平成20年8月11日の落雷により、ダムの管理システムが破壊された。このため、災害復旧事業による原形復旧にあわせて推進費を活用し、緊急的に避雷針を増設及び、通信ケーブルをメタルケーブルから光通信ケーブルへ交換することにより、落雷に対する防災機能を強化・向上させて再度災害防止を図り、地域住民等の安全・安心を確保する。 |    |           |



★平成20年8月11日の被災状況

- ①山頂の空中線とメタル同軸ケーブルで繋がっていた中継所の無線設備が損傷した。
- ②山頂中継所とメタル通信ケーブルで繋がっていたダム管理事務所の制御機器が損傷した。
- ③ダム管理事務所と光ケーブルで接続されたゲート設備及び発電所施設は損傷を受けなかった。

【59】 公共交通安全対策(国交省航空局 直轄)

|          |  |  |            |
|----------|--|--|------------|
| 事業名      | 空港整備事業(新千歳空港)<br><small>シンチトセ</small>  |  |            |
| 事業主体     | 国土交通省  |  |            |
| 施行地      | 北海道千歳市(美々、平和)、苫小牧市美沢<br><small>チトセシ ビビ ヘイワ トマコマイシ ミサワ</small>                              |  |            |
| 事業費      | 216(百万円)   | 国費                                       | 183.6(百万円) |
| 内容       | 平成18年4月に神戸空港において一般車両が不法侵入したことを受けて、空港への不法侵入対策としてフェンスのメッシュ化・控柱設置やゲートの門扉化を実施し、空港の保安体制強化を推進する。 |  |            |
| 新千歳空港平面図 |  |  |            |
| 断面図      |  | <p>凡例</p> <p><b>赤</b> 推進費施行箇所(当年度施行)</p> |            |
| 詳細平面図    |  |  |            |



【60】 公共交通安全対策(海上保安庁 直轄)

|      |   |    |            |
|------|---|----|------------|
| 事業名  | アオノヤマ センバクツウコウシンゴウジョ<br>航路標識整備事業(青ノ山船舶通航信号所)  |    |            |
| 事業主体 | 海上保安庁   |    |            |
| 施行地  | アヤウタゲン ウタツチョウ アオノヤマ<br>香川県綾歌郡宇多津町青ノ山  |    |            |
| 事業費  | 161.3(百万円)  | 国費 | 161.3(百万円) |
| 内容   | 平成20年5月に船舶の衝突により、死者1名の死傷者と伴う重大な事故が発生した。<br>このため、備讃瀬戸において、航法不適切船舶の自動判別機器及び高度な通信機器を導入し、海上交通センターを機能強化することにより、事故の再発防止を図る。 |    |            |

位置図



海上交通センターの機能強化

○航行不適切船舶判別の自動化

**航行不適切船舶を自動で判別**  
→ 航行船舶の航法の遵守状況や、船舶動静についての管制官の判断を支援する。

**【航法違反判別】**  
通航船の航法違反が発生した場合、自動的にGD画面上の航法違反船舶に違反シンボルを付与し、さらに点滅して管制官に知らせる。

○通信機器の高度化

通信音声クリア、通信内容を手書きで記録しなくてよく、監視に集中できる。操作態が足踏み方式になり、操作しやすい。

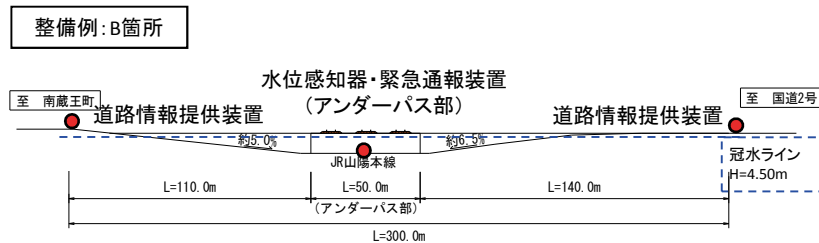
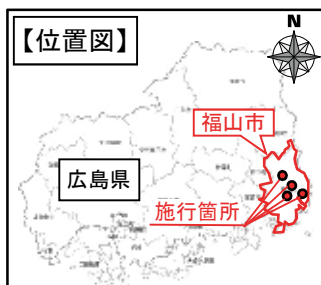
通信機器の高度化

【61】 公共交通安全対策 (国交省道路局 補助)

|      |   |      |   |
|------|---|------|---|
| 事業名  | 交通安全施設等整備事業 市道0017号線  |      |   |
| 事業主体 | カヌマシ 鹿沼市  |      |   |
| 施行地  | カヌマシ モロ 栃木県鹿沼市茂呂  |      |   |
| 事業費  | 275(百万円)  | 国費   | 137.5(百万円)  |
| 内容   | <p>平成20年8月16日に鹿沼市周辺を襲った集中豪雨(85mm/1h)により、市道0017号線東北自動車道アンダーパス部が冠水し、進入した軽自動車が水没して運転手が死亡するという死傷者を伴う重大な事故が発生した。</p> <p>このため、推進費を活用して緊急的に道路情報提供装置、電光掲示板、道路照明を整備することにより、ドライバーへの確・確実な情報提供を行い、事故の再発防止を図る。</p> |      |   |
| 位置図  |   | 冠水状況 |  |
| 平面図  |   |      |   |
| 断面図  |   |      |   |

【62】 公共交通安全対策(国交省道路局 補助)

|      |  |    |         |
|------|--|----|---------|
| 事業名  | 交通安全施設等整備事業(市道芦田川右岸2号幹線外3路線)<br><small>シドウ アシダ ガワ ウガン 2 ゴウカンセン ホカ 3 ロ セン</small>   |    |         |
| 事業主体 | 福山市<br><small>フクヤマ シ</small>   |    |         |
| 施行地  | 広島県福山市神島町ほか<br><small>フクヤマ シ カ シマ チョウ</small>  |    |         |
| 事業費  | 54(百万円)  | 国費 | 27(百万円) |
| 内容   | <p>平成30年7月豪雨により、市道芦田川右岸2号幹線ほか3路線のアンダーパス部が冠水し、うち1箇所において進入した自動車が水没する重大な事故が発生した。</p> <p>このため、推進費を活用して緊急的に道路情報提供装置等を整備することにより、道路利用者への迅速・的確な情報提供を行い、事故の再発防止を図る。</p> |    |         |



冠水状況

A箇所



B箇所



C箇所



D箇所





【63】 公共交通安全対策 (国交省道路局 補助)

|      |   |    |         |
|------|---|----|---------|
| 事業名  | 交通安全施設等整備事業(一般国道424号修理川地区)<br><small>スリガワ</small>   |    |         |
| 事業主体 | 和歌山県  |    |         |
| 施行地  | 和歌山県 <small>アリタゲン</small> 有田郡 <small>アリタガワチヨウ</small> 有田川町 <small>スリガワ</small> 修理川  |    |         |
| 事業費  | 80(百万円)   | 国費 | 40(百万円) |
| 内容   | <p>平成22年4月19日に国道424号の修理川地区で、速度超過によりタンクローリーが橋梁から谷間に転落し、運転手が死亡するという死傷者を伴う重大な事故が発生した。現場は事故が多発していたことから、路面凹凸舗装による構造的対策が行われていたにも関わらず事故が再発した。</p> <p>このため、推進費を活用し緊急に道路情報提供装置を整備することにより、ドライバーの減速意識を高め、事故の再発防止を図る。</p> |    |         |

|     |     |             |
|-----|-----|-------------|
| 位置図 | 構造図 | タンクローリー転落状況 |
|     |     |             |

|     |  |
|-----|--|
| 平面図 | 凡例   |
|     | <p>赤 推進費施行箇所(当年度施行)</p> <p>事故発生箇所</p> <p>道路情報提供装置 4箇所</p> <p>至新宮市</p> <p>↑ については車両進行方向</p> |







|          |     |
|----------|-----|
| 事故現場状況写真 | 設置後 |
|          |     |

【64】 公共交通安全対策(海上保安庁 直轄)

|      |  |    |         |
|------|--|----|---------|
| 事業名  | 航路標識整備事業(海上保安庁)  |    |         |
| 事業主体 | 海上保安庁  |    |         |
| 施行地  | 東京都 <small>チヨダク</small> 千代田区 <small>カスミガセキ</small> 霞ヶ関2丁目1番3号  |    |         |
| 事業費  | 46(百万円)  | 国費 | 46(百万円) |
| 内容   | <p>平成27年9月に竜巻により漁船が転覆し、乗組員5名が死亡するという死傷者を伴う重大な事故が発生した。同様な気象状況による更なる事故の再発を早急に防止する必要がある。</p> <p>このため、推進費を活用し、早急に「雷注意報」「竜巻注意情報」、灯台で観測した局地的な気象現況を、メールで自動的に入手することができるよう、沿岸域情報提供システム(MICS)の改修をすることで、海上交通の安全を確保する。</p> |    |         |

沿岸域情報提供システム提供情報の拡充イメージ

インターネット配信情報

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <p>海上安全情報</p>  <p>海上工事</p>    | <p>メール配信情報</p> <p>灯台等気象現況をメール配信情報項目へ追加</p>  | <p>気象警報・注意報等</p>  <p>気象警報・注意報 津波警報</p>     | <p>緊急情報</p>  <p>海難の発生</p>           |
| <p>ライブカメラ</p>  <p>ライブカメラ</p> | <p>気象現況</p>  <p>気象現況</p> | <p>竜巻に関する注意情報等の追加</p>  <p>竜巻注意情報 雷注意報</p> | <p>航路標識の消灯事故</p>  <p>航路標識の消灯事故</p> |



## 9 その他参考資料



## 制度創設の経緯

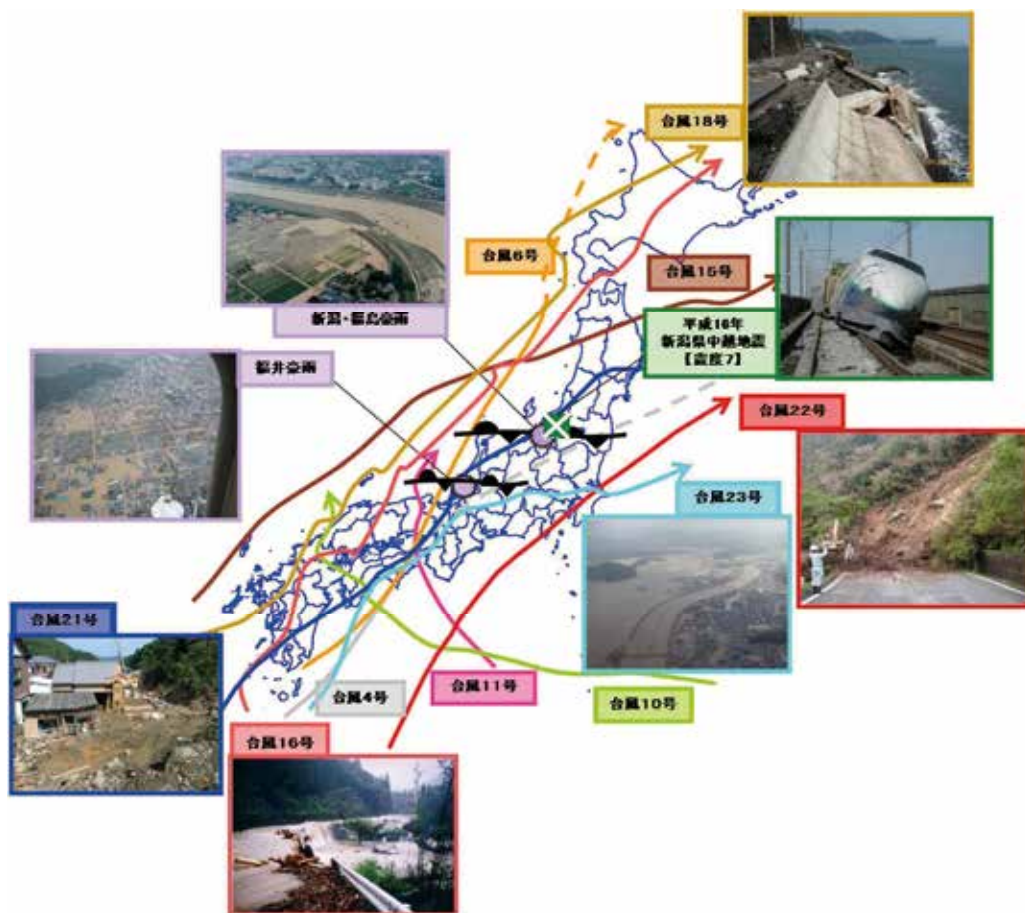
### 【主な沿革】

- H17.4.1 災害対策緊急事業推進費として制度創設。
- H18.4.3 災害対策緊急事業推進費を拡充し、「公共交通安全対策」を追加。  
名称を「災害対策等緊急事業推進費」に改称。

### 【平成 17 年度 創設の背景】

平成 16 年度は、新潟・福島豪雨、福井豪雨、台風 23 号など 10 個の台風上陸やそれらに伴う豪雨、また新潟県中越地震等の自然災害が多数発生し、全国的に甚大な被害を受けました。

これらの災害を契機に、公共土木施設が災害を受けた後、被災地域における再度災害防止対策を機動的に実施するための経費として、平成 17 年度に「災害対策緊急事業推進費」を創設しました。



平成 16 年度災害の発生状況

### 【平成 18 年度 拡充の背景】

平成 17 年 3 月に発生した東武鉄道伊勢崎線の竹ノ塚踏切事故をはじめ、国内外において頻発する公共交通等の事故を背景に、公共交通の安全の確保を目的とした事故発生後の緊急対策が必要となりました。そのため、平成 18 年度予算において災害対策緊急事業推進費を拡充し、公共交通を支える社会基盤（道路、航路等）においても、年度途中に予期せぬ事故が発生した後、公共交通の安全対策に資する公共事業を機動的に実施できるよう、「公共交通安全対策」を創設しました。

あわせて災害対策緊急事業推進費は、名称を「災害対策等緊急事業推進費」と改称しました。

## ○ 関係する用語の説明

### 1. 「目未定経費」について

災害対策等緊急事業推進費は、当初予算編成段階では、あらかじめ予算の目を定めない「目未定経費」として計上されています。「目未定経費」は、実際の執行の段階で目を区分するとともに、必要があれば他の省庁の組織に移替を行って使用される経費です。

予見し難い予算の不足に充てるためのものである点においては予備費と同様ですが、支出の目的及び支出すべきことは決定しており、具体的な経費区分が行政府に委ねられているという点においては予備費とは異なります。

目未定経費を執行するためには、他の公共事業費と同様に実施計画に関する書類を作成するとともに、目の区分についても財務省と協議して承認を得る必要があります。

<参考>

#### ○ 財政法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号）（抄）

（予算の配賦）

第三十一条 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為を配賦する。

② 前項の規定により歳入歳出予算及び継続費を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。

③ （略）

#### 附則

第一条の二 内閣は、当分の間、第三十一条第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合において、当該配賦の際、目に区分し難い項があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該項に限り、目の区分をしないで配賦することができる。

② 前項の規定により目の区分をしないで配賦した場合においては、各省各庁の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時までに、財務大臣の承認を経て、目の区分をしなければならない。

③ （略）

（支出負担行為の実施計画）

第三十四条の二 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他財務大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づいてなす支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。）の実施計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。

② （略）

#### ○ 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）（抄）

（支出負担行為の実施計画）

第十八条の二 各省各庁の長は、その執行の責に任ずべきものとして内閣から配賦された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち財政法第三十四条の二第一項に規定する経費に係るものに基づいて支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為（継続費に基づく支出負担行為については当該年度においてなすものに限る。）について、会計の区分に従い、同項に規定する支出負担行為の実施計画を定めなければならない。

② 前項の支出負担行為の実施計画は、当該支出負担行為の所要額について、歳出予算又は継続費に基づく支出負担行為の実施計画に関するものは、歳出予算又は継続費に定める部局等並びに項及び目の区分を、国庫債務負担行為に基づく支出負担行為の実施計画に関するものは、国庫債務負担行為に定める部局等及び事項の区分を明らかにしなければならない。

（注）災害対策等緊急事業推進費は、全て財務大臣に協議して目の細分を行う経費、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を得なければならない経費として定められています。

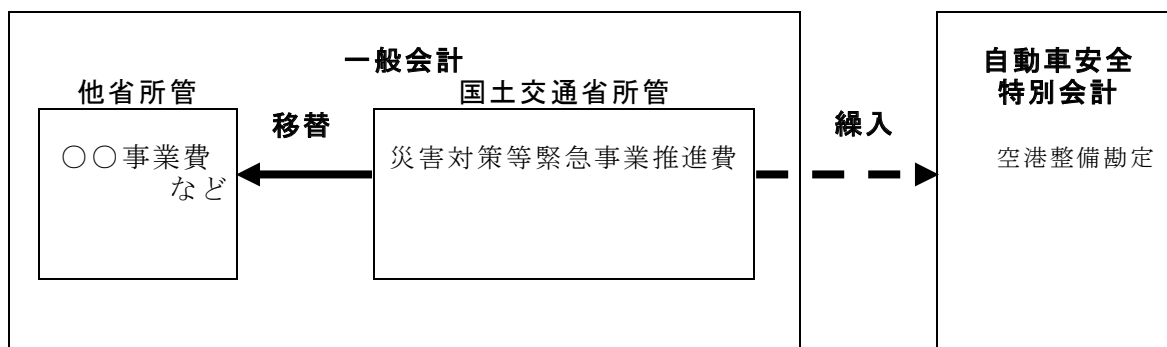
## 2. 「移替」と「繰入」について

「移替」とは、予算成立後、予算の目的を変更せずに（移替後も予算の（項）名は変更ありません。）、各省各庁の所管又は組織区分の間において、予算の所管又は組織を移動させることをいいます。

災害対策等緊急事業推進費は、一般会計予算予算総則によって予算の「移替」を行うことが出来る経費に定められているため、国土交通省以外の省が所管する事業での執行にあたっては、災害対策等緊急事業推進費を執行府省に「移替」を行って事業が実施されます。

「繰入」とは、ある会計から他の会計に現金の所属を移動させる場合に、その移動を表す言葉として会計関係法令等で用いられています。

災害対策等緊急事業推進費の対象事業が特別会計予算によって執行されている場合（空港整備、航空路整備）には、災害対策等緊急事業推進費が一般会計予算に計上されているため、閣議決定を経て特別会計予算に「繰入」を行って、事業が実施されます。





### 3. 「弾力閣議」について

目未定経費である災害対策等緊急事業推進費の対象事業が特別会計予算によって執行される場合には、特別会計に関する法律及び特別会計予算総則の弾力条項に係る規定により、推進費を一般会計から繰入れ、特別会計の経費の増額を行うことができます。

なお、特別会計の経費の増額を行う際には、予備費を使用する場合と同様に閣議の決定が必要であり、これを通称「弾力閣議」と呼びます。

<参考>

#### ○特別会計に関する法律（平成 19 年 3 月 31 日法律第 23 号）（抄）

（弾力条項）

第七条 各特別会計において、当該特別会計の目的に照らして予算で定める事由により経費を増額する必要がある場合であつて、予算で定める事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

2 前項の規定による経費の増額については、財政法第三十五条第二項から第四項まで及び第三十六条の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条・・・（中略）・・・と読み替えるものとする。

#### ○平成 30 年度特別会計予算 予算総則（抄）

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第 19 条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第 7 条第 1 項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であつて、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

| 特別会計     | 経費増額事由   | 収入増加事由  |
|----------|--|---|
| 11 自動車安全 | 空港整備勘定における事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足 | 一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加 |

2 （略）

#### ○財政法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号）（抄）

第三十五条 （略）

2 『所管大臣は、特別会計に関する法律第七条第一項の規定による経費の増額』を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

3 財務大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて『経費増額書』を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て財務大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、財務大臣が『経費増額書』を決定することができる。

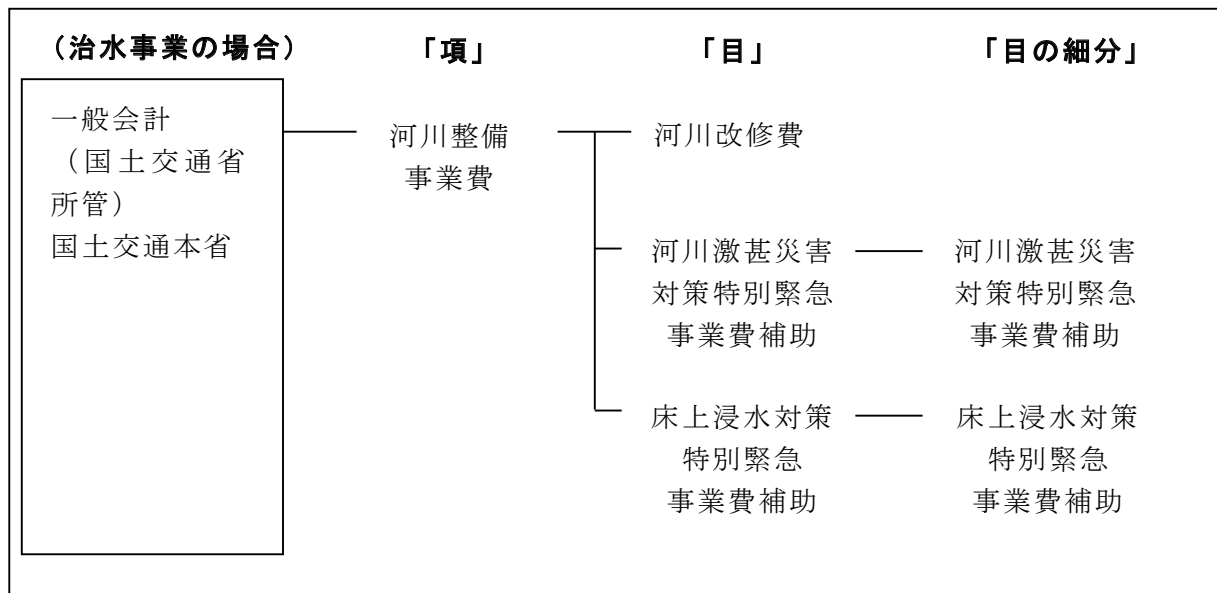
4 『経費増額書』が決定したときは、『当該増額書』に掲げる経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

5 （略）

※『 』内は特別会計に関する法律第七条第二項の規定により読み替えた

#### 4. 「予算の目」について

歳出に係る予算は、「項」、「目」、「目の細分」の順に区分されており、「目」はその一つの単位です。（下図参照）



##### (1) 目の区分申請 (各省各庁の長→財務大臣)



##### 承認 (財務大臣→各省各庁の長)

- ① 目の区分をしないで予算を配賦した場合には、各省各庁の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時までに、財務大臣の承認を経て目の区分をしなければならないことになっています。
- ② 本経費についても、目が区分されていないので、目の区分をしなければなりません。

##### (2) 目の細分協議 (各省各庁の長⇔財務大臣)



##### 目の細分

- ① 各省各庁の長は、財務大臣の指定する公共事業等の使用に当たっては、財務大臣に協議して目を細分することになっています。
- ② 本経費についても財務大臣が指定しているので目を細分する必要があります。目を区分するとともに目を細分します。

**(参考) 「公共事業費」・「公共事業関係費」について**

「公共事業費」とは、昭和 41 年から建設国債が発行されるのに伴い、その発行の範囲を制限するための財政法第 4 条第 3 項の規定に基づき、毎年度の一般会計予算の予算総則において指定されることになっています。

また、「公共事業関係費」とは、社会保障関係費等とともに、毎年度の一般会計予算の主要経費別分類として示される便宜的な分類の中に出てきます。主に国民生活の基盤となるような社会資本整備のために投資される経費を集計したものです。なお、公共事業関係費から災害復旧事業費、災害関連事業費を除いたものを「一般公共事業関係費」と呼んでいます。

**公共事業費**

都道府県警察施設、公立文教施設、保健衛生施設、社会福祉施設 等

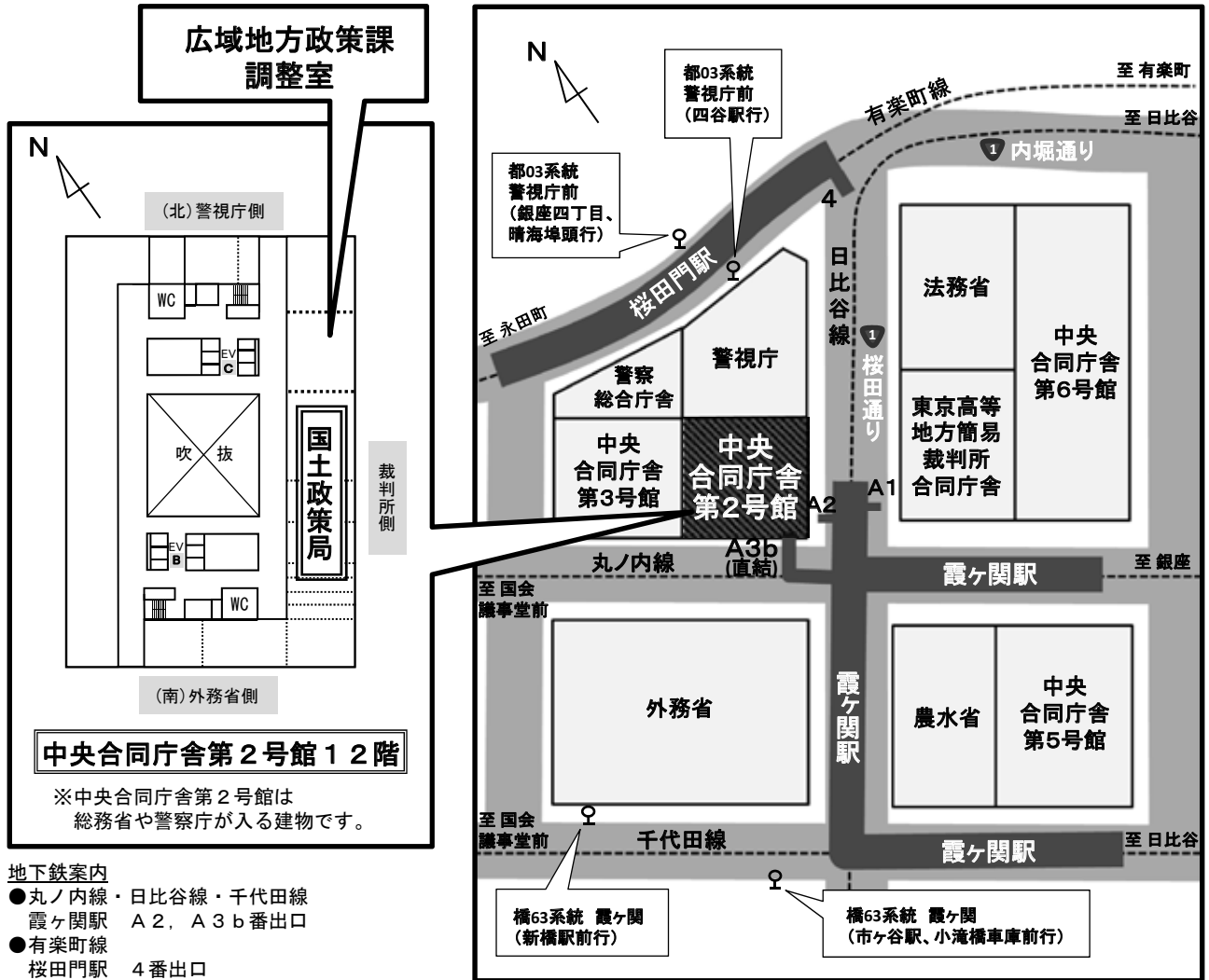
**公共事業関係費**

治水、治山、海岸、道路整備、港湾整備、空港整備、航路標識整備、下水道、水道施設、廃棄物処理施設、工業用水道、国営公園等、自然公園等、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、災害対策等緊急事業推進費、災害復旧 等





## 広域地方政策課調整室 案内図



### 問い合わせ先

#### 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館12階

TEL : 03-5253-8111 (代表) [内線 : 29-923]、03-5253-8360 (直通)

FAX : 03-5253-1572

※制度の詳細な情報はホームページをご覧ください

[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku\\_tk4\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000002.html)

(H31.4)



—実務担当者のための—  
災害対策等緊急事業推進費の手引き

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室  
TEL:03-5253-8111(代表) [内線:29-923], 03-5253-8360(直通)

平成31年4月